

H26年度税制改正 法人税「生産性向上設備投資促進 税制」について NO. 1「序章」

兼子会計事務所 税理士 中田 和宏

【背景】

桜散る頃が過ぎますと、3月下旬に国会審議を通過した法案が法律として成立し、その内容が明らかになって参ります。その中で法人税法の改正の1つに、目を引く「新制度の創設」があります。会社経営をされている方でしたら、「即時償却」(＝全額減価償却費として経費にする)といえは、「太陽光パネル発電設備」を思い出されるのではないのでしょうか。

今回の新制度では、多くの資産種類を対象に「即時償却」または「税額控除」(＝税金を直接減額)ができる画期的な仕組みとなっております。この背景には、次のようなことが考えられます。ここ数年前までは、税制改正の案を財務省のみで検討してきましたが、世の中の実態に即していないせいか効果があまり期待できない税制改正が多かったように思います。しかし、ここ数年で「厚生労働省」「経済産業省」で取りまとめた税制改正が増えてきました。これには、法人が事業を行う環境を整備するには、周辺分野に詳しい省庁が関わった方が良いという判断があるかと思えます。

【新制度の目的】

質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上を図り、経済の発展を図るためとされています。これには、ただ新品の設備投資をしただけでは、産業競争力の強化には結びつかないという観点から、生産性が向上する設備に税制優遇をとっているのです。

【仕組み】

まずは「生産性が向上する設備」として、以下のような2つの類型を設けております。

A. 先端設備

B. 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

上記の2類型に該当する設備投資を実施した場合、以下の税制優遇が受けられます。

〈H26年1月20日～H28年3月31日 購入分〉

⇒即時償却 または 税額控除5%
(建物・構築物は3%)の選択制

〈H28年4月1日～H29年3月31日 購入分〉

⇒特別償却50%(建物・構築物は25%)と
税額控除4%(建物・構築物は2%)の選択制
※いずれの時期も 税額控除金額は、当期の法人税額の20%が上限。

【2つの類型】

A. 先端設備

「機械装置」「工具器具備品」「建物」「建物付属設備」「ソフトウェア」の内、

- ① 最新モデルであること
- ② 生産性が年平均1%以上向上すること
- ③ 機械装置で1台160万円など最低購入金額以上であること。
特に重要な点は、「生産性が年平均1%以上向上する」として、設備業種の各工業会で「証明書」を発行してもらい、法人税申告書に添付する必要があります。

B. 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

「機械装置」「工具器具備品」「建物」「建物付属設備」「構築物」「ソフトウェア」の内、

- ① 投資計画における投資利益率が年平均15%以上(中小企業者は5%以上)であること
- ② 機械装置で1台160万円など最低購入金額以上であること。
特に重要な点は、1つの設備に着目するのではなく、生産ライン1本増設などそのライン全体で投資利益率が向上するか計画の内容で判断されます。税理士または公認会計士の確認を経て、経済産業省から「確認書」の発行を受けて法人税申告書に添付する必要があります。

今回は 新制度の概要について、ご紹介しました。次回以降7月号・9月号にて、その詳細について紹介していきます。



【執筆者】兼子会計事務所 中田 和宏
袋井市川井959番地の5
TEL : 0538-42-3871